

# 介護サービス科における職業能力開発について

## — 職業訓練の変遷からみた職業能力開発の考え方と今後の人材開発の課題 —

ポリテクセンター関東 介護サービス科 木内 治枝  
(関東職業能力開発促進センター)

### 1. はじめに

当センター「介護サービス科」は、1994年（平成6年度）に、離転職者を対象とした6ヵ月の普通職業訓練としてスタートし、今年度で10年目を迎えた。

創設時は、高齢社会のなか、新ゴールドプランにおけるホームヘルパーの人材確保におけるニーズとマッチし、福祉施設の寮母やホームヘルパー等の職種で就職し、老人福祉分野における人材としての期待が高かった。

しかし、最近の状況は、社会福祉法人を経営母体とした老人福祉施設にとどまらず、民間の居宅介護サービス事業所や障害者施設等さまざまなサービス供給母体へ、就職先が拡大していく傾向にある。

そこで、当センターにおける職業訓練の変遷からみた介護サービス科の職業能力開発の考え方と今後の介護サービス業に求められる人材開発の課題について検討していきたい。

### 2. 人材育成の変遷からみた介護サービス科の職業訓練

福祉ニーズの多様化時代になり、社会福祉基礎構造改革に伴う社会福祉施策の変貌を受け、福祉サービス供給主体も社会福祉法人主体から、民間企業やNPO法人等が参入し、競争社会のなかで、契約に基づきサービスを行うようになった。

このようななかで、介護サービス業に求められる

人材は、専門職としての高度な技術と同時に、福祉観や人間観が培われた人物像としてのあり方が現実的になっている。また一方では、福祉経営という立場から効率性や合理性が追求され、福祉人材ニーズも多様化している。介護専門職としての資質レベルと同時に、パソコンによる事務処理やマネジメント能力、チームケアにおけるリーダーシップ等、多様な能力も求められている。

この10年の変容のなかで、介護サービス科は職業訓練のスキルとして社会的評価を受け、就職履歴に見合う要素として厚生労働省のホームヘルパー養成研修1級課程の内容を導入し、実施してきた。この間、ホームヘルパー養成研修の改正に伴い、訓練内容の見直しを重ね、現在は、訪問介護員養成研修および居宅介護従業者養成研修1級課程が修了時に取得できる内容を含めた職業訓練となっている。

#### 2.1 介護サービス科開設当初の能力開発

当科の職業訓練は、介護サービス業における専門職として、人材開発を6ヵ月という期間のなかで、到達レベルをいかに掲げ、職業訓練としての内容を構築していくかが課題であった。

当初は、介護対象者の介護診断ができ、介護実践におけるプロセスの自己分析と評価という基礎能力を持ち合わせた「考える介護」が実践できる育成を目指した。

介護は、「実践の科学」であるという認識のもとで、本来の介護対象者の実態像を理解し、介護が実践展開できる能力を持つことが必要である。介護対象者

は、生活障害のある方がすべてである。開設当初2年間は、生活障害の実態像を把握するには、一対象を理解し、実践の方法論を学び、その後各自が対象の領域を広げ、深めていくという考えに基づき訓練内容を構築した。

開設時から現在まで、「介護事例研究演習」を取り入れ、修了時期に介護実習での実践事例を自分の介護観を含め論文としてまとめ、学会形式で発表し、検討評価を行っている。これは、6ヵ月間の職業訓練における到達レベルを自己評価できるものになっている。また、課題達成プロセスに向け、習熟した内容のフィードバックがなされていると考えられる。修了後は、専門職としての研鑽を深め、今後の実践活動の場で、生かしていけるものと期待している。

所外実習のフィールドは、高齢者の生活介護を行う特別養護老人ホーム（施設介護実習86h）、訓練生居住地の公的ホームヘルパー派遣機関（在宅介護実習16h）、見学実習（8h）で実施した（表1）。

介護サービス科の職業訓練では、所外実習は就職の方向性を考える根源を成すものと考えられる。訓練生にとっては、実習体験が介護の仕事を実際のものとして受け止めることにつながっていった。カルチャーショックを乗り越え、介護の職業人としての意識が形成されていくのもこの実習を通してであった。

この頃の訓練生は、高齢者を対象にした福祉事業へ就職をする者が多く、障害福祉分野に就職する者はごくわずかであった。高齢者を対象とした所外実習をすすめるなかで、介護には多様な対象者がいることを理解し、将来、専門職としての活動の場を拡大することにつなげる必要性を感じ始めていた。

## 2.2 ホームヘルパー養成研修改正に伴う介護サービス科の変容

### (1) 職業訓練における改正の視点

1995年（平成7年）ホームヘルパー養成研修が、各級ごとの独立した養成研修から段階的に養成する研修に改正された。身体介護ニーズの増加やチーム運営方式や24時間巡回型サービス等新しい事業形態の導入により、人間性の形成や専門的身体介護技術

表1 創設時の介護サービス科カリキュラム

1994年（平成6年度）～1995年（平成7年度）

訓練科目	時間	方法
社会福祉 社会福祉概論Ⅰ 社会福祉概論Ⅱ 老人・障害者福祉論Ⅰ 老人・障害者福祉論Ⅱ	90 (18) (18) (36) (18)	講義見学 講義所外実習 講義 所外実習
医学基礎知識 解剖・生理学 医学概論 精神保健論 リハビリテーション論 救急法	102 (18) (18) (18) (18) (30)	講義 講義 講義 講義実習 講義実習
家政調理 家政概論 栄養学・調理概論 家事基礎技術 調理基礎技術 家事応用技術	126 (18) (18) (36) (36) (18)	講義 講義 学内演習 学内演習 所外実習
人間理解 人間関係論 老人・障害者の心理 レクリエーション論	54 (18) (18) (18)	講義 講義 講義演習
介護 介護概論 介護基礎技術 介護応用技術Ⅰ 介護応用技術Ⅱ 障害形態別介護Ⅰ 障害形態別介護Ⅱ パソコン操作 安全衛生	308 (36) (126) (18) (56) (18) (18) (18) (18)	講義実習 学内実習 模擬実習 所外実習 講義 事例研究演習 講義学内演習 講義学内実習
所外実習（該当分再掲載） 施設介護実習 在宅介護実習 見学	110 (86) (16) (8)	特養ホーム実習 ホームヘルパー実習 公的機関見学
総時間数		計 680

の能力を獲得するために、的確に対応できるホームヘルパーの養成を目標に改正が行われた。改正された研修内容の特徴は、身体介護に関連する内容が増え、対人援助を実践するための対象理解やケアマネジメント技術の内容も充実した。その結果、家政に関連する内容が大幅に少なくなった。

当センターは、1996年（平成8年度）の実施に向け、基礎課程（2級課程に該当）と応用課程（1級課程に該当）に分け、各訓練要素を習熟度別にとらえることを基本に、職業訓練カリキュラムの見直しを行うことになった。

1級課程における基幹的ヘルパーとしての位置づけのなか、6ヵ月という期間で、リーダー専門職としての土台を形成すべきであった。そのためには、あらゆる介護対象者を理解することから構築できるの

ではないかと考えた。これからは介護対象者の全体像を把握し、介護の本質を見抜く能力を形成し、対人援助技術を基盤に、将来さまざまな対象に多角的に対応できるリーダーとしての育成を目標においた。

## (2) 職業訓練カリキュラムの見直し

同時期（1995年 平成7年度）に導入された24時間巡回型サービスにより、身体介護サービスのニーズが増加し始めるが、ホームヘルパーの業務は、家庭奉仕員時代からの滞在型業務形態による家事援助サービスがまだ中心であった。

生活支援という介護の本質から考えると、看護職にはない、家事を中心とした生活関連動作を支える職種としての独自性を持つ専門職のあり方が危惧された。本来は、生活主体者の対象から見れば、身体介護ニーズも家事援助ニーズも必要不可欠である。家事援助、身体介護と二分したサービスのあり方ではなく、両者が相まってサービス提供されることにより、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の実現に向け、その人らしい自立した生活が実現されると考えられる。

また、当センターの訓練生は、女性や中高年者から家庭生活の経験が乏しい若年者が入所し始めていた。基礎教育における家庭一般の学習レベルに到達している訓練生は少なく、今回の改正基準による内容で、生活障害者のニーズに対応した介護職としての家事援助サービス技術を習得するには支障があると判断した。そこで、生活援助技術として衣食住生活にかかわる知識を網羅するとともに、実技演習を取り入れ、個別の習熟度に対応した指導を行うために、生活援助技術課題演習を設けた。

全体的なプログラムとしては、専門関連領域における基礎知識の見直しと、人間関係論から対人援助技術という科目に変更した。介護技術は、基礎と応用に分け、段階別に習得できるようにした。また、従来の障害形態別介護を痴呆高齢者、精神障害者、身体障害者、身体障害児、在宅ターミナル、困難事例の7分類に対象を再編し、対応技術が実践できるようにした。

このように、介護の専門領域の細分化をするなかで、部内と部外講師の専門領域の範疇を区分し、専

表2 ホームヘルパー養成研修改正時のカリキュラム  
1996年（平成8年度）

訓練科目	時間		方法
	2級	1級	
社会福祉の基礎	18	36	講義 講義 講義 講義見学
福祉サービス基本論	6	12	
社会福祉制度概論	6	12	
ホームヘルプサービス論	6	12	
医学基礎知識	36	36	講義 講義 講義実習 講義実習
医学基礎	18	18	
高齢者・障害者心理	6	6	
リハビリテーション論	6		
在宅看護基礎	6	12	
生活援助の基礎	18		講義演習 講義演習 講義演習
生活援助技術	18		
家事被服援助技術	(6)		
栄養調理基礎技術	(6)		
住居管理技術	(6)		
介護	72	126	講義実習 講義演習 学内実習 学内実習 学内実習
介護概論	9	9	
障害形態別介護	18	72	
基礎介護技術	36		
応用介護技術		36	
安全衛生	9	9	
介護計画と介護の展開	18	54	講義演習 講義演習 講義演習
介護計画技術	18		
対人援助技術		18	
ケアマネジメント技術		36	
介護サービス実践技術	54	90	所外実習 所外実習 所外実習
介護実践技術（基礎）	36	36	
介護実践技術（応用）		36	
福祉サービス実践技術	18	54	
介護サービス課題		90	講義演習 学内演習 講義実習
介護事例研究		36	
生活援助技術課題演習		36	
救急法		18	
総時間数	216	432	計 648

門分野で活躍される講師陣にご指導いただけるようになった。現在、老人福祉、障害（児）福祉、老人および障害心理、在宅医療と看護、歯科医療、リハビリテーション医療、精神医療と精神保健等、各専門分野の部外講師にご指導いただける機会を得ることにつながってきた。

所外実習では、改正の一環として、痴呆性高齢者等処遇困難事例等対応実習、チーム運営方式業務実習、在宅介護支援センター職員同行実習、在宅看護同行訪問実習が新たに組み込まれた。そこで、従来の特別養護老人ホームでの施設実習を基礎と応用実習の2段階にし、応用実習に障害者施設（身体障害者療護施設、重度心身障害児施設等）の実習を加えた。

1996年（平成8年度）に改正したカリキュラム（表2）で実施するが、基礎課程（2級）から応用課

表3 改正後の再調整カリキュラム  
1997年（平成9年度）～1999年（平成11年度）

訓練科目	時間		方法
	2級	1級	
社会福祉と関連領域基礎	60	48	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義
福祉サービス基本論	6	12	
社会福祉制度概論	6	12	
医学基礎	18	18	
関連領域の基礎	12	6	
高齢者・障害者心理	(6)	(6)	
リハビリテーション論	(6)		
生活援助技術	18		
家事被服援助技術	(6)		
栄養調理基礎技術	(6)		
住居管理技術	(6)		
介護の基礎	87	21	講義 学内実習 学内実習 講義実習
介護概論	18		
基礎介護技術	54		
安全衛生	9	9	
在宅看護基礎	6	12	
介護の応用		108	学内実習 講義演習等
応用介護技術		54	
障害形態別介護		54	
介護の展開と実践	45	63	講義演習 講義演習 講義演習 所外実習 所外実習
介護計画技術	9		
対人援助の基本		9	
ケアマネジメント技術		18	
実践介護技術（基礎）	36		
実践介護技術（応用）		36	
福祉サービスの実践	24	84	講義演習 所外実習
ホームヘルプサービス論	6	12	
福祉サービス実践技術	18	72	
介護サービスの課題		108	学内演習 学内実習 学内演習 課題別演習
介護サービス課題演習		54	
家事被服調理課題演習		(36)	
救急法		(18)	
介護事例研究		36	
応用課題演習		18	
総時間数	216	432	計 648

程（1級）という段階別訓練の導入から、介護職における仕上がり像をより明確にする必要性から、訓練科目の構成要素を見直すために再調整（表3）を行った。

これにより、基礎実習は54h、応用実習は108hになり、所外実習の時間数がさらに増加した。また、精神障害のある対象を理解するために精神障害者作業所の体験実習も導入した。

1997年（平成9年度）から1999年（平成11年度）までこの調整したカリキュラムで実施した。

このように、職業訓練カリキュラムの見直しにより、訓練生は、机上ではなく生きた知識として介護対象を広くとらえ、確実に専門職としての介護サービスにおける必要不可欠な要素を習得できるように

なった。

### (3) 改正後の介護サービス科の現況

ホームヘルパー養成研修改正時のホームヘルプサービスは、マンツーマンによる個別ケアがまだ中心であり、チーフヘルパーというリーダーを軸にしたチーム運営方式を行う事業所は少なかった。所外実習では、主任ヘルパー等のチーム運営方式業務実習の依頼に苦慮したのを思い出す。この改正によるホームヘルプサービスにおけるリーダー養成としての必要性和現場の実態との相違があったが、将来、専門職集団としての介護が目指せるものと期待した。

また、他職種とのチームケアの基軸として、医療領域における在宅看護の体験実習が導入されたのも、画期的なことであった。介護はフローレンス・ナイチンゲール「看護覚え書」やバージニア・ヘンダーソン「看護の基本となるもの」に見られるように看護学から派生している。介護と看護という対象者の生活を支える職域との連携が良い方向で加速されていくものと感じた。訪問看護同行実習では、異業種のホームヘルパーの実習に受け入れ側の看護師が驚かれたが、趣旨を理解され、熱心にご指導いただける機会となった。訓練生は、看護の観察力とアセスメントに基づいた看護技術の展開に、専門職としてのあり方を学んでいた。蛇足であるが、仕事をしながら看護師を目指し、専門学校に進学した訓練生も4名いる。

しかし、社会的には専門技術職としての認知が低く、介護サービス業の求人では、介護職種は無資格の雇用要件が多くみられた。訓練生は、専門技術職としての意識を持ち職業訓練を受けていたが、就職先では、業務をこなす即戦力が求められ、経験に培われた技能職種であるとの認知が余儀なくされ、理想とのギャップがあまりにも大きい現状にあった。

このような状況下で、訓練生は、当センターの職業訓練により培われた知識と技術を土台に、介護実務経験3年を経て、専門職としての国家資格である介護福祉士の取得を目指した。このため、介護業務経験として認定される社会福祉事業の常勤雇用を希望し、就職する傾向にあった。

現在、その当時の訓練生は、自己啓発により介護

福祉士や介護支援専門員，社会福祉士等の資格を取得し，老人福祉施設等の介護主任，訪問介護事業所のサービス提供責任者，ケアマネージャー，事業経営者など，福祉の第一線で中核的リーダーとして活躍している。また，現場を実践しながら，訪問介護員養成研修の講師や実習指導者等指導的立場を担う者もいる。職業訓練の使命を痛感する思いである。

## 2.3 介護保険法施行に伴う介護サービス科の抜本的改革

### (1) 介護保険導入による職業訓練の視点

2000年（平成12年）介護保険法の施行により，1999年（平成11年）ホームヘルパー養成研修事業は，訪問介護員養成研修事業としてスタートするため，カリキュラムの一部改正が示された。今までの研修と比較すると，介護保険法や人権擁護の内容が付加された。

また，当センターにおけるホームヘルパー養成研修事業の指定申請許可業務も指定都市から県に移行されることになった。神奈川県訪問介護員養成研修事業実施要綱では，細部にわたり運営上の指定基準が明確になり，研修の質を高め，確実な事業運営の実施を求められた。職業訓練としての位置づけを明確にし，指定基準と照合しながら，再編することになった。

この改正で注目されるのは，介護保険法の運用に伴い，ケアマネジメント技術を用いて，保健医療福祉におけるさまざまなサービスが提供されるようになったことである。介護サービス提供の場でも，アセスメントに基づき方法を選択し，実践展開できる能力が求められるようになった。これにより，介護技術レベルの有意差をなくし，サービスを提供する必然性が生まれたと考えられた。また，計画に基づきサービス提供し，サービスした内容について評価し，改善するというケアマネジメントによる技法を駆使しなければならなくなったことも，介護における専門性の獲得に向け，前進したと感じた。経験に裏打ちされた介護から，科学的，学問的な根拠に基づき判断する介護学としての一步を踏み出す意義は大変大きいと感じた。

また，対人援助を基本としたサービス展開も求められていた。対象者の心やニーズを把握したうえで，人間関係を形成するところから介護サービスが始まる。対象者や家族との関係づくりや，職種間のチームワークにおける人間関係の形成，地域社会に暮らす人々とのかかわりなど，社会福祉援助技術におけるケースワークやグループワークが土台になる。社会福祉領域における専門的な知識や技術が介護学という実践領域においても必要な能力として要求されていると考えた。

### (2) 抜本的改正からみた職業訓練カリキュラムの見直し

介護技術においては，障害状態像に基づきアセスメントを行い，想定事例を設定し，介護援助プログラムを展開する訓練とするため，内容の精査と実習課題の検討を行った。

まず，障害形態別介護を学び，障害の状態像を理解し，対応技術を習得したうえで，応用介護技術の内容にすすむようにした。また，学内実習および課題演習記録ノートの活用により，日常の訓練のなかで，介護プロセスに基づいた援助が模擬実践できるようにした。

また，各自の介護技術の到達目標を評価するために，基礎課程の最終段階で想定事例の介護演習による技術チェックの場を設定した。基礎介護実習が同時に終了する時期にも当たり，次のステップである応用課程の訓練に向け，課題意識を持ち臨むことができるようになってきた。

対人援助技術やチームケアの基本となる実践力を形成するために，介護に関連する科目においては，グループ演習やロールプレイングによる教授方法を多く取り入れた。リーダーを含めた訓練生同士の役割分担や目標達成に向けたグループワークの技法について課題を達成するという共通の目標を通して，学び合うことができるようになった。

所外実習では，前回の1996年（平成8年）改正から基礎と応用介護実習に分け実施してきたが，実習を2段階に分けることにより，机上では学びがたい介護対象者との実践活動を通して，介護職としての基本的な職業倫理を含めた姿勢を早い時期に築くこ

表4 訪問介護員養成研修導入時のカリキュラム  
2000年（平成12年度）～2002年（平成14年度）

訓練科目	時間	方法
社会福祉と関連領域基礎Ⅰ	108	
社会福祉概論	18	講義
介護概論	18	
介護概論	(12)	講義演習
高齢者障害者心理家族理解	(6)	講義
ホームヘルプサービス概論	12	講義
関連領域の基礎知識	24	講義演習
生活援助技術	18	講義演習
社会福祉援助技術	18	講義演習
介護の基礎	108	
介護技術基礎	90	学内実習
リハビリテーション医療知識	9	講義演習
レクリエーション技術	9	講義演習見学
介護の実践	108	
介護技術実践	54	所外実習
文書作成（介護）	18	学内演習
介護応用課題	36	
基礎介護技術課題演習	(6)	学内演習
家事援助技術課題演習	(6)	学内演習
栄養調理技術課題演習	(6)	学内演習
緊急時の対応	(18)	講義学内実習
基礎課程（2級該当）	324	
社会福祉と関連領域基礎Ⅱ	108	
社会福祉概論	36	講義演習
関連領域の基礎知識	36	講義演習見学
ホームヘルプサービス概論	18	講義演習
社会福祉援助技術	18	講義演習
介護の応用	108	講義
介護技術応用	42	講義学内実習
障害形態別介護	66	講義演習見学
介護と福祉の実践	108	
介護技術実践	96	所外実習
介護応用課題（事例研究）	12	学内演習
応用課程（1級該当）	324	
総時間数		計 648

表5 現行の介護サービス科カリキュラム  
2003年（平成15年度）

訓練科目	時間	方法
社会福祉と関連領域基礎Ⅰ	108	
社会福祉概論	18	講義
介護概論	18	
介護概論	(6)	講義演習
高齢者障害者心理家族理解	(12)	講義
ホームヘルプサービス概論	12	講義
関連領域の基礎知識	24	講義演習
生活援助技術	18	講義演習
社会福祉援助技術	18	講義演習
介護の基礎	108	
介護技術基礎	90	学内実習
リハビリテーション医療知識	9	講義演習
レクリエーション技術	9	講義演習見学
介護の実践	120	
介護技術実践	66	所外実習
文書作成（介護）	18	学内演習
介護応用課題	36	
基礎介護技術課題演習	(6)	学内演習
家事援助技術課題演習	(6)	学内演習
栄養調理技術課題演習	(6)	学内演習
緊急時の対応	(18)	講義学内実習
基礎課程（2級該当）	336	
社会福祉と関連領域基礎Ⅱ	108	
社会福祉概論	36	講義演習
関連領域の基礎知識	36	講義演習見学
ホームヘルプサービス概論	18	講義演習
社会福祉援助技術	18	講義演習
介護の応用	108	講義
介護技術応用	42	講義学内実習
障害形態別介護	66	講義演習見学
介護と福祉の実践	134	
介護技術実践	122	所外実習
介護応用課題（事例研究）	12	学内演習
応用課程（1級該当）	350	
総時間数		計 686

とができた。この基礎実習終了時期は、今後の自分の職業の方向性を現実の問題として考えることができ、就職活動に向けた原動力となり、この頃から就職活動が動き出すようになり、残りの応用課程3カ月の訓練が充実したものとなってきたと感じている。

応用課程では、介護対象者の障害状態像を理解し、個別介護の展開技法を深め、基礎で学んだ介護技術を応用し、展開できる能力を身につけることを目標とした。また、介護におけるスーパーバイザーとしての指導的技術を担える基本能力も合わせて習得することも課題とした。

しかし、応用課程における訓練では、専門領域に細分化され、時間的制約のなかで、凝縮された多岐にわたる訓練内容となった。個々の訓練生の到達レ

ベルに有意な差が生じているため、フィードバックによる個別対応を補習や課題レポートの添削などにより行っているが十分に対応しきれない状況である。職業訓練という特徴を生かし、訓練生ニーズに対応した柔軟なプログラムと運用をはかることが課題である。今後、福祉における人材ニーズの変容のなかで、6ヵ月という訓練期間における到達目標を吟味し、内容を検討していくことが必要である。

### (3) 最近の介護サービス科の現況

2000年（平成12年度）以降、指定訪問介護事業所においては、指定基準により、サービス提供責任者や訪問介護に携わる従業者の資格要件が明確にされ、サービス提供責任者の常勤配置など、ホームヘルパー養成研修1級修了をはじめとする有資格者の人材

ニーズが高まっている。当センターでも、介護保険がスタートする頃からサービス提供責任者として就職する訓練生が目だち始めた。

また、これと並行し、介護保険による施設サービスを行う特別養護老人ホームや、老人保健施設も、無資格要件の求人はほとんどなくなり、ホームヘルパー2級以上が要件として示されるようになった。規制緩和がすすむなか、介護保険による事業参入がすすみ、神奈川県においても老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホーム等介護保険によるサービスを行う新規施設が多数設立されてきた。これにより、新しい施設で理想の介護を求め、就職する者も多く見られるようになってきている。

介護対象者の拡大から、障害者入所型施設や知的障害者グループホームの生活援助員、障害者デイサービスセンターの介助員、ガイドヘルパー等に就職する者も見られ始めている。

2000年（平成12年度）から2003年（平成15年度）9月修了までの就職状況は、介護サービス業関連就職者が153名（97.2%）、非関連業就職者が13名（7.8%）である。介護サービス業への就職を断念する訓練生の状況も現実として生じている。低賃金、不規則勤務や重労働、契約やパートなどの不安定な雇用形態等、さまざまな要因があげられるが、個別状況を見極め、検証しなければならない。

しかし、少子高齢化社会が加速する現在、福祉分野における介護サービス業への就職を希望する者は老若男女を問わず増加している。介護保険がスタートした平成12年度以降現在まで、関心度がますます高くなり、当センターにおける介護サービス科への応募状況も、定員に対し、最高倍率は11.2倍、最低倍率は6.8倍、平均倍率は9.1倍になっている。

離転職者のニーズを分析し、介護サービス科における職業訓練の方向性を見極め、介護サービス業における雇用の創出に向け、訓練生の状況に対応した就職支援が必要と考える。

また、障害福祉分野に就職する訓練生は、1996年（平成8年度）以降2003年（平成15年度）9月までの修了訓練生339名中21名であり、就職者の6.6%を占めている。2003年（平成15年度）から導入した居宅介

表6 介護サービス科訓練生の就職状況

平成6年度～平成15年度9月修了まで

		修了年度		平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	合計
		人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数
高齢者入所型施設	特別養護および養護老人ホーム	人数	24	48	67	139								
		割合%	37.5	31.6	40.4	36.4								
	老人保健施設	人数	0	21	18	39								
		割合%	0.0	13.8	10.8	10.2								
	有料老人ホーム	人数	1	3	1	5								
		割合%	1.6	2.0	0.6	1.3								
小計		人数	25	72	86	183								
		割合%	39.1	47.4	51.8	47.9								
高齢者居宅サービス	ホームヘルパー（訪問介護員）	人数	15	29	23	67								
		割合%	23.4	19.1	13.9	17.5								
	老人デイサービス（通所介護）	人数	3	18	22	43								
		割合%	4.7	11.8	13.3	11.3								
	老人デイケア（通所リハビリ）	人数	0	3	3	6								
		割合%	0.0	2.0	1.8	1.6								
小計		人数	18	50	48	116								
		割合%	28.1	32.9	29.0	30.4								
障害者福祉サービス	身体障害者施設	人数	0	2	3	5								
		割合%	0.0	1.3	1.8	1.3								
	知的障害者施設	人数	0	5	5	10								
		割合%	0.0	3.3	3.0	2.6								
	障害児施設	人数	0	3	1	4								
		割合%	0.0	2.0	0.6	1.0								
	精神障害者関連施設	人数	1	0	0	1								
		割合%	1.56	0.0	0.0	0.3								
ガイドヘルパー	人数	1	0	2	3									
	割合%	1.56	0.0	1.2	0.8									
小計		人数	2	10	11	23								
		割合%	3.1	6.6	6.6	6.0								
医療施設	病院診療所	人数	3	5	4	12								
		割合%	4.7	3.3	2.4	3.1								
その他	福祉介護関連事業	人数	8	7	4	19								
		割合%	12.5	4.6	2.4	5.0								
介護選業	合計	人数	56	144	153	353								
		割合%	87.5	94.7	92.2	92.4								
非関連業	事務	人数	4	6	6	16								
		割合%	6.25	3.9	3.6	4.2								
	サービス業等	人数	4	2	7	13								
		割合%	6.25	1.3	4.2	3.4								
	合計	人数	8	8	13	29								
		割合%	12.5	5.3	7.8	7.6								
就職人数		人数	64	152	166	382								
		割合%	100.0	100.0	100.0	100.0								

(注) 福祉介護関連事業19人の内訳 入浴サービス介助員5人、在宅コーディネーター3人、生活相談員2人、福祉法人事務職2人、福祉施設調理員1人、保育施設保育士4人、児童養護施設等指導員2人

表7 介護サービス科訓練生の概況

平成6年度～平成15年度

年度	入所月	定員	応募人数	応募倍率	入所人数	修了人数	退所人数	就職人数	就職率	平均年齢(歳)
平成6年	4月	15	83	5.5	18	16	2	15	93.8%	40.5
	10月	15	99	6.6	18	17	1	16	94.1%	36.2
平成7年	4月	15	78	5.2	18	16	2	15	93.8%	30.7
	10月	15	107	7.1	18	18	0	18	100.0%	35.1
平成6年～平成7年	小計平均	60	92	6.1	72	67	5	64	95.5%	35.6
平成8年	4月	20	101	5.1	20	19	1	18	94.7%	32.6
	10月	20	88	4.4	20	18	2	16	88.9%	29.9
平成9年	4月	20	84	4.2	21	19	2	17	89.5%	29.5
	10月	20	64	3.2	21	20	1	18	90.0%	30.4
平成10年	4月	20	85	4.3	21	21	0	19	90.5%	28.8
	10月	20	120	6.0	24	24	0	23	95.8%	28.1
平成11年	4月	20	151	7.6	24	23	1	20	87.0%	31.0
	10月	20	183	9.2	24	23	1	21	91.3%	33.6
平成8年～平成11年	小計平均	160	110	5.5	175	167	8	152	91.0%	30.5
平成12年	4月	20	260	13.0	24	24	0	21	87.5%	27.3
	10月	20	172	8.6	24	24	0	22	91.7%	30.3
平成13年	4月	20	161	8.1	24	24	0	24	100.0%	32.1
	10月	20	167	8.4	24	23	1	23	100.0%	29.3
平成14年	4月	20	223	11.2	24	24	0	24	100.0%	30.8
	10月	20	187	9.4	24	23	1	23	100.0%	28.5
平成15年	4月	30	226	7.5	30	29	1	29	100.0%	32.9
	10月	30	203	6.8	30	未定	未定	未定	未定	33.2
平成12年～平成15年	小計平均	180	200	9.1	204	171	3	166	97.1%	30.6
平成6年～平成15年	合計平均	400	142	7.2	451	405	16	382	94.3%	31.7

の余力がない現状では、職業人としての付加価値を個人の責任のもとで、自己努力する時代を迎えている。職業訓練においては、求職者の職業キャリアをベースに個別ニーズに対応した職業能力開発が求められている。

そのなかで、介護サービス業における職業能力開発という視点から、職業訓練としての付加価値を見だし、真に高度な能力開発の実践に向け、努力をしていく必要がある。6ヵ月という短期職業訓練の中で、介護サービス業における職業キャリアの形成段階を見極め、離転職者に必要な職業訓練要素を精査すべきである。

雇用情勢の改善が見えにくい不透明な時代、介護サービス科の職業訓練の方向性は、職業能力開発としての使命である人材開発という「人づくり」の原点に立つことが必要である。社会福祉分野における介護サービス業における人材開発のあり方は、その時代における福祉ニーズをより早く、確実に察知し、介護という専門職域を見据え、どのようにして職業キャリアの形成を目指し、支援していくかが今後の課題である。

護従業者養成研修の実施により、障害者（児）福祉分野における当センターへの福祉人材ニーズも拡大するものと期待している。

### 3. 介護サービス科を取り巻く職業能力開発の課題

21世紀に入り、介護の対象は拡大し、障害の種類に選別されることなく、介護サービスを選択し、個別ニーズに応じて提供される時代になった。在宅においては、多様な障害のある重度の対象者が増加しており、福祉保健医療の各専門職による質の高いケアが求められている。専門職集団によるチームケアを基本に、連携プレーによりパーソナルケアサービスを実践する必要がある。介護職種にとっては、本来の専門技術職としての真価が問われると考える。

一方、経済成長低迷のなか、雇用情勢の不安定な状況は依然として続いている。企業による人材開発